己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

Ｋ９２１　造血幹細胞採取（一連につき）

１　骨髄採取

イ　同種移植の場合　21,640点

ロ　自家移植の場合　17,440点

２　末梢血幹細胞採取

イ　同種移植の場合　21,640点

ロ　自家移植の場合　17,440点

注１　同種移植における造血幹細胞提供者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。

２　造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。

Ｋ９２２　造血幹細胞移植

１　骨髄移植

イ　同種移植の場合　66,450点

ロ　自家移植の場合　25,850点

２　末梢血幹細胞移植

イ　同種移植の場合　66,450点

ロ　自家移植の場合　30,850点

３　臍帯血移植　66,450点

注１　同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。

２　造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。

３　６歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。

４　造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

５　造血幹細胞移植者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用は所定点数に含まれるものとする。

６　臍帯血移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。

７　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

Ｋ９２３　術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）　4,500点

注１　併施される手術の所定点数とは別に算定する。

２　使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｋ９２４　自己生体組織接着剤作成術　1,400点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

第３節　手術医療機器等加算

区分

Ｋ９３０　脊髄誘発電位測定等加算

１　脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合　3,130点

２　甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合　2,500点

Ｋ９３１　超音波凝固切開装置等加算　3,000点

注　胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。

Ｋ９３２　創外固定器加算　10,000点

注　区分番号Ｋ０４６、Ｋ０５６－２、Ｋ０５８、Ｋ０７３、Ｋ０７６、Ｋ０７８、Ｋ１２４－２又はＫ１２５に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３３　イオントフォレーゼ加算　45点

注　区分番号Ｋ３００及びＫ３０９に掲げる手術に当たって、イオントフォレーゼを使用した場合に算定する。

Ｋ９３４　副鼻腔手術用内視鏡加算　1,000点

注　区分番号Ｋ３５０、Ｋ３５２、Ｋ３５２－３、Ｋ３６２－２及びＫ３６５に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

Ｋ９３４－２　副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算　1,000点

注　区分番号Ｋ３４０－３からＫ３４０－７まで及びＫ３５０からＫ３６５までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３５　止血用加熱凝固切開装置加算　700点

注　区分番号Ｋ４７６に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。

Ｋ９３６　自動縫合器加算　2,500点

注　区分番号Ｋ４８８－４、Ｋ５１１、Ｋ５１３、Ｋ５１４、Ｋ５１４－２、Ｋ５１７、Ｋ５２２－３、Ｋ５２４－２、Ｋ５２５、Ｋ５２９、Ｋ５２９－２、Ｋ５３１からＫ５３２－２まで、Ｋ６５４－３の２からＫ６５５－２まで、Ｋ６５５－４、Ｋ６５６－２、Ｋ６５７、Ｋ６５７－２、Ｋ６７４、Ｋ６７５の２からＫ６７５の５まで、Ｋ６７７、Ｋ６７７－２、Ｋ６８０、Ｋ６９５の４からＫ６９５の７まで、Ｋ６９６、Ｋ７０２からＫ７０３まで、Ｋ７０５、Ｋ７０６、Ｋ７１１－２、Ｋ７１６、Ｋ７１９からＫ７１９－３まで、Ｋ７１９－５、Ｋ７３２の２、Ｋ７３５、Ｋ７３５－３、Ｋ７３９、Ｋ７３９－３、Ｋ７４０、Ｋ７４０－２、Ｋ８０３及びＫ８１７の３に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３６－２　自動吻合器加算　5,500点

注　区分番号Ｋ５２２－３、Ｋ５２５、Ｋ５２９、Ｋ５２９－２、Ｋ５３１からＫ５３２－２まで、Ｋ６５５、Ｋ６５５－２、Ｋ６５５－４、Ｋ６５７、Ｋ６５７－２、Ｋ７０２、Ｋ７０３、Ｋ７１９の３、Ｋ７１９－２の２、Ｋ７１９－３、Ｋ７３９、Ｋ７４０、Ｋ７４０－２、Ｋ８０３及びＫ８１７の３に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３６－３　微小血管自動縫合器加算　2,500点

注　区分番号Ｋ０１７及びＫ０２０に掲げる手術に当たって、微小血管自動縫合器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３７　心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算　30,000点

注　区分番号Ｋ５５２－２に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

Ｋ９３７－２　術中グラフト血流測定加算　2,500点

注　冠動脈血行再建術に当たって、グラフト血流を測定した場合に算定する。

Ｋ９３８　体外衝撃波消耗性電極加算　3,000点

注　区分番号Ｋ６７８及びＫ７６８に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。

Ｋ９３９　画像等手術支援加算

１　ナビゲーションによるもの　2,000点

注　区分番号Ｋ０５５－２、Ｋ０５５－３、Ｋ０８０の１、Ｋ０８１の１、Ｋ０８２の１、Ｋ０８２－３の１、Ｋ１３１－２、Ｋ１３４－２、Ｋ１４０からＫ１４１－２まで、Ｋ１４２（６を除く。）、Ｋ１４２－３、Ｋ１５１－２、Ｋ１５４－２、Ｋ１５８、Ｋ１６１、Ｋ１６７、Ｋ１６９からＫ１７２まで、Ｋ１７４の